

委員会提出議案第1号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年9月18日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡本 安弘

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例第229号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(招集) 第15条 略 (委員会開催の特例) 第15条の2 <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延防止措置の観点等から委員会を開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会(以下「オンラインを活用した委員会」という。)を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員は、オンラインを活用した委員会にオンラインにより参加を希望するときは、委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> (定足数) 第16条 略 2 <u>前条第2項の規定による委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。</u></p>	<p>(招集) 第15条 略</p> <p>(定足数) 第16条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。